

令和4年3月31日

令和3年度第10回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和3年度第10回臨時松本市教育委員会付議案件

【議案】

第1号 第10回臨時松本市教育委員会の書面表決について

第2号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

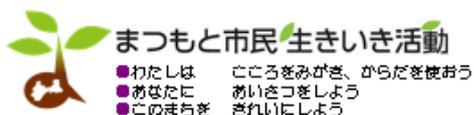
臨時教育委員会資料
4. 3. 31
教育政策課

議案第 1 号

第10回臨時松本市教育委員会の書面表決について

松本市まつもと市民カード交付等に関する規則の一部改正に伴い、松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正することについて、教育委員会会議を招集する時間がないため、事務局が個別に説明を行ったうえで書面表決をもって教育委員会の決議に代えるにことついて協議するものです。

担当	教育政策課
課長	赤羽 志穂
電話	33-3980



「学都松本」

議案第 2 号

臨時教育委員会資料
4. 3. 31
教育文化センター 生涯学習課・中央公民館

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの  
利用等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

松本市まつもと市民カードの交付等に関する規則（以下「市民カード交付規則」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則に準用している、市民カード交付規則の条番号を改める。

3 市民カード発行規則の条番号変更理由

インターネットによる市民カード発行申請を可能としたことに伴う市民カード交付規則の改正により、条番号の変更が生じたもの

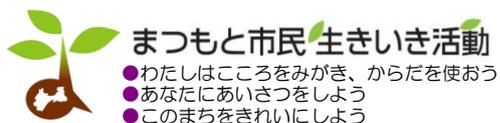
4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和4年4月1日

担当	教育文化センター
所長	加藤 政彦
電話	32-7600
担当	生涯学習課・中央公民館
課長	高橋 伸光
電話	32-1132



松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則（平成8年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、松本市まつもと市民カードの交付等に関する規則（平成7年規則第40号）第9条、第9条の2、第11条、第12条、第12条の2及び第12条の3の規定を準用する。この場合において、第9条の2、第11条、第12条、第12条の2及び第12条の3中「市長」とあるのは「松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>（システム対象施設）</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>（松本市教育委員会規則で定める手続きの特例）</p> <p>2 第3条で規定するシステム対象施設のうち、松本市あがたの森文化会館条例（昭和54年条例第43号）第2条に規定する施設を除く施設については、第2条の規定により準用される松本市まつもと市民カードの</p>	<p>○松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）の利用等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第2条 システムの利用に関する事項は、次条に定めるもののほか、松本市まつもと市民カードの交付等に関する規則（平成7年規則第40号）<u>第8条、第9条、第11条、第12条</u>及び<u>第13条</u>の規定を準用する。この場合において、<u>第9条、第11条、第12条及び第13条</u>中「市長」とあるのは「松本市教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>（システム対象施設）</p> <p>第3条 システムを利用できる施設は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>（松本市教育委員会規則で定める手続きの特例）</p> <p>2 第3条で規定するシステム対象施設のうち、松本市あがたの森文化会館条例（昭和54年条例第43号）第2条に規定する施設を除く施設については、第2条の規定により準用される松本市まつもと市民カードの交付等</p>

交付等に関する規則（平成7年規則第40号）第9条の規定により施設の利用予約の手続きを完了し、又は同規則第9条の2及び第12条の規定により施設の使用許可書兼領収書又は使用許可書兼口座振替通知書の交付を受けた者又はシステムを通じて利用の許可を通知された者は、当該施設の使用の手続きを規定する松本市教育委員会規則の規定による使用申請書等の提出又は使用許可書等の交付があった者とみなす。

別表（第3条関係）

システム対象施設

- 1 松本市公民館条例（昭和39年条例第42号）第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。
- 2 松本市Mウイング文化センター条例（平成12年条例第68号）に規定する施設
- 3 松本市教育文化センター条例（昭和58年条例第33号）第2条に規定する施設
- 4 松本市あがたの森文化会館条例（昭和54年条例第43号）第2条に規定する施設
- 5 松本市奈川文化センター夢の森条例（平成17年条例第71号）第2条に規定する施設

に関する規則（平成7年規則第40号）第8条の規定により施設の利用予約の手続きを完了し、又は同規則第9条及び第11条の規定により施設の使用許可書兼領収書の交付を受けた者又はシステムを通じて利用の許可を通知された者は、当該施設の使用の手続きを規定する松本市教育委員会規則の規定による使用申請書等の提出又は使用許可書等の交付があった者とみなす。

別表（第3条関係）

システム対象施設

- 1 松本市公民館条例（昭和39年条例第42号）第2条に規定する施設。ただし、四賀、安曇、奈川の各公民館を除く。
- 2 松本市Mウイング文化センター条例（平成12年条例第68号）に規定する施設
- 3 松本市教育文化センター条例（昭和58年条例第33号）第2条に規定する施設
- 4 松本市あがたの森文化会館条例（昭和54年条例第43号）第2条に規定する施設
- 5 松本市奈川文化センター夢の森条例（平成17年条例第71号）第2条に規定する施設